

情報ひろば



福祉

児童扶養手当

受給できるのは、次の条件に該当する児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある人）を監護している母、または養育している人です。ただし、所得制限があります。

■該当条件

▽父母が離婚した後、父と一緒に生活していない児童
▽父が死亡した児童
▽父が政令で定める障害の状態にある児童
▽父の生死が不明な児童
▽父に引き続き1年以上遺棄されている児童
▽父が引き続き1年以上上拘禁されている児童
▽母が婚姻によらないで懐胎した児童 など

■該当しない場合

▽日本国内に住所がない場合
▽公的年金、労災補償を受けることができない場合
▽児童が父に支給される公的年金の加算対象になつていない場合
▽児童が

児童福祉施設などに入所している場合
▽母が事実上婚姻関係にある場合
▽平成15年4月1日現在で、支給要件に該当してから5年を経過している場合
問い合わせ先 市役所南庁舎 児童家庭課 ☎(0857)2013465 / 各総合支所福祉保健課 (上記参照)

寝具の丸洗い乾燥消毒サービス 3月実施分

対象 65歳以上で在宅の寝たきりの人

利用料 ▽掛布団 200円 ▽敷布団 200円 ▽羽毛布団 300円 ▽毛布 100円

※枚数に制限があります。

申込方法 氏名・住所・生年月日・連絡先・丸洗いを受けるものと数量を電話で

申込期限 2月16日(金)

申込先 市役所南庁舎高齢社会課 ☎(0857)2013453 / 各総合支所福祉保健課(上段参照)

家族介護者のついで「スマイル・スマイル」

とき 2月21日(水) 午前10時～正午
ところ さざんか会館2階 集

会室(富安二丁目)

対象 家族介護者または介護に関心のある人

内容 リラックス体操

申込期限 2月13日(火)

申込先 スマイル・スマイル事務局(市役所南庁舎高齢社会課内) ☎(0857)2013453

在宅歯科訪問調査

対象 自宅で寝たきりの人など

内容 歯科医師の訪問による、歯科健診や口腔衛生指導

受診料 無料

※歯科治療については、個人負担になります。

申込・問い合わせ先 中央保健センター(さざんか会館内) ☎(0857)2013194 / 県東部歯科医師会 ☎(0857)231197



お知らせ

鳥取駅南口のロータリーでの駐車について

鳥取駅南口のロータリーは、

駐車禁止区域です。

現在、

送迎用の

乗降停車

帯に、駐

車してい

る車両が

見受けら

れます。駐

車違反の取

り締まり

対象とな

りますので、

ご注意ください。

なお、ロータリーに駐車する

場合は所定のコインパーキング

をご利用ください。

※バス、タクシー、公安委員会の

許可を得た車両は、この区域に

駐車することができます。

問い合わせ先 市役所本庁舎道

路管理課 ☎(0857)2013261

乾電池・蛍光灯の収集 2月の第1週(鳥取地域)

2月は、鳥取地域の「乾電池等」の収集月です。乾電池と蛍光灯は別々に透明または半透明の袋に入れ、ほかのごみと区別し、2月1日(木)～7日(水)の「小型破碎ごみの収集日」にごみステーションに出してください。

